

県南広域振興局長告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年12月17日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 342号
- 2 供用開始の区間 一関市巖美町字祭時山国有林247林班は小班地先から字市野々原108番101地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年12月18日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 平成22年12月17日から平成23年1月17日まで